令和３年　第２回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会

日　時　　令和３年１２月２３日
　　午前１０時００分
場　所　　やまなみ苑　会議室

洲本市・南あわじ市衛生事務組合　　議会　議　長　　片　岡　　格
　　副議長　　吉　田　良　子

会議に出席した議員（１０名）

１番議員　中　野　睦　子	２番議員　柳　川　真　一
３番議員　片　岡　　格	４番議員　氏　田　年　行
５番議員　先　田　正　一	６番議員　印　部　久　信
７番議員　阿　部　　守	８番議員　大　江　幸　司
９番議員　吉　田　良　子	１０番議員　長　江　和　代

会議に欠席した議員（０名）

管理者	南あわじ市長	守本憲弘
副管理者	洲本市長	竹内通弘
会計管理者	南あわじ市会計管理者	河井達雄
事務局長	南あわじ市環境課長	堀　祥夫
事務局次長	洲本市生活環境課長	中田博文
施設長		山田孝文

事　務　局　長　　定刻前ですがみなさんお揃いになられていますので、始めさせていただきます。改めまして皆さんおはようございます。只今から洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会の開会をお願い申し上げます。今定例会では新型コロナウイルス対策といたしまして、三密回避のために議場の換気及びソーシャルディスタンスに配慮させていただいております。それでは片岡格議長よろしくお願いいたします。

議　　長　　おはようございます。開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとお忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本組合議会定例会に提出されております諸案件につきましては後刻管理者から説明がありますが、議員各位におかれましては慎重にご審査をいただき、適切妥当な結論を賜りますようお願いを申し上げまして開会のご挨拶とさせていただきます。それでは管理者のご挨拶を伺うことといたします。管理者よろしくお願いいたします。

管　理　者　　はい、議長。

議　　長　　はい、管理者。

管　理　者　　開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。令和３年第２回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙、また年末のお忙しい時期にも関わりませず、ご参集をいただきまして心から感謝申し上げます。さて、新たなメンバーでのスタートということで、どうぞよろしくお願いいたします。さて、本日ご提案申し上げ、ご審議いただきます案件は、先日ご送付申し上げましたとおり、条例案件が１件と令和２年度一般会計決算認定、監査委員の選任でございます。

何卒、慎重且つ適切なご審議を賜りまして、ご賛同下さいますようお願い申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。
どうぞよろしくお願いいたします。

議　　長　　ありがとうございます。本日は南あわじ市議会での組合議会議員選挙後初めての議会でありますので、議員各位、管理者、副管理者、会計管理者及び事務局職員を紹介いたします。洲本市議員より紹介をいたします。中野睦子議員、柳川真一議員、氏田年行議員、先田正一議員、続きまして南

あわじ市議員を紹介いたします。印部久信議員、阿部守議員、大江幸司議員、吉田良子議員、長江和代議員、以上で議員の紹介を終わります。次に、管理者　南あわじ市長　守本憲弘さん、副管理者　洲本市長　竹内通弘さん、会計管理者　南あわじ市会計管理者　河井達雄さん、事務局長　南あわじ市環境課長　堀祥夫さん、事務局次長　洲本市生活環境課長　中田博文さん、施設長　山田孝文さん、事務局職員　古川剛康さん、事務局職員　森崎栄広さん、以上で紹介を終わります。それでは只今から令和３年第２回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を開会いたします。議員の出席状況を事務局に報告させます。事務局。

事務局次長　　はい、議長。

事務局次長　　報告致します。只今の議員の出席状況は、出席１０名であります。当組合の議員定数は１０名であり、地方自治法第１１３条の規定する定足数に達しております。

議　　長　　只今事務局から報告のありましたとおり、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。本日の日程はお手元に配布されておりますが、念のため事務局に朗読をさせます。事務局。

事務局次長　　失礼いたします。それでは朗読いたします。

令和３年　第２回　洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会議事日程　令和３年１２月２３日

日程第１　議席の指定について

日程第２　会議録署名議員の指名

日程第３　会期の決定

日程第４　選挙第２号　洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会副議長の選挙について

日程第５　議案第６号　洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第６　認定第１号　令和２年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第７　議案第７号　洲本市・南あわじ市衛生事務組合監査委員の選任について

以上でございます。

議　　長　　はい、それでは只今から議事に入りたいと思います。日程第１議席の指定について、議席は組合議会会議規則第３条の規定により、議長において指定いたします。ただ今ご着席のとおりに定めたいと思いますが、ご意義ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　ご異議なしと認めます。さように指定いたします。
次に、日程第２会議録署名議員の指名をいたします。５番先田正一議員、１０番長江和代議員、この両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。
　次に日程第３会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会は本日１日といたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　異議なしと認めます。よって今期定例会は本日１日と決定いたしました。
　続きまして日程第４選挙第２号洲本市・南あわじ市衛生事務組合副議長の選挙について議題といたします。暫時休憩といたします。

（暫時休憩）

議　　長　　それでは会議を再開いたします。選挙第２号副議長の選挙を行います。お諮りいたします。
　選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。お諮りします。議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　ご異議なしと認めます。よって議長において指名することに決しました。

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会副議長に、吉田良子議員を指名いたします。お諮りいたします。ただ今議長において指名いたしました吉田良子議員を洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　ご異議なしと認めます。よってただ今指名いたしました吉田良子議員が洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会副議長に当選されました。ただ今当選されました吉田良子議員が議場におられますので本席より告知いたします。それでは副議長のご挨拶を伺うことにいたします。

副　議　長　　ただ今皆様のご推薦により副議長という重責を担うことになりました。これから頑張ってまいりますので、またご支援のほどどうかよろしくお願いいたします。

議　　長　　ありがとうございました。
　続きまして議案の審査に入る前に、大江幸司議員、吉田良子議員より一般質問発言通告書の提出がありましたので、これを許可することにいたします。なお一般質問については議員協議会で決定しております一般質問に関する申し合わせ事項に基づき行うことといたします。それではまず大江幸司議員よろしくお願いをいたします。

８　番　議　員　　はい、議長。

議　　長　　はい、８番大江幸司議員。

８　番　議　員　　大江です。よろしくお願いします。ごみの収集と搬入の方法についてお伺いしたいんですが、淡路造園緑化組合からの要望で剪定や伐採した木や草を、パッカー車で袋に入れずに搬入したいという意見があるんですけど、それに対して施設長さんはどうお考えですか。

議　　長　　はい、山田施設長。

施　設　長　　草や木の廃棄物を袋詰め指定した理由につきましては、草をそのままの姿でピットに投入いたしますと一つの塊になりまして、ホッパーというご

みを投入する装置があるんですけれども、それはジョウゴ状になっておりまして、ジョウゴみたいに狭まっていく状況なんですけれども、そこで大きな塊のまま投入をいたしますとそこで閉塞を起こしまして、空間ができましてそこから煙の吹き出しでありますとか火の点いたごみが落下によってピット火災の原因になるということで、それを防止する為に袋詰めの状態での搬入基準とさせていただきまして事故防止に努めてまいりました。搬入者の皆様にはご不便をおかけしているという認識はありまして、なんとか解除できないかということで検討を重ねてまいりました結果、令和４年度の工事におきまして、そのホッパー部分をなんとかそのまま投入できるような姿にできないかということで更新工事を行う予定としております。また、工事の完成及び若干の検証も必要でございますので、検証後に良好であれば袋詰めのほうを解除したいというふうに考えております。以上です。

８　番　議　員　　はい、議長。

議　　長　　はい、大江議員。

８　番　議　員　　改良してもらえるということで業者のほうにもそう説明しておきますが、できるだけ搬入さしてあげてもらえたらと思います。

次にいきます。施設の建て替え時の発電施設の検討についてなんですが、このやまなみ苑の施設を建て替えするという話を聞いたんですが、発電施設を設けるとコストがいくらぐらいかかるか教えて下さい。施設長。

事　務　局　長　　はい、議長。

議　　長　　はい、どうぞ。

事　務　局　長　　はい、施設の建て替え時に発電施設のほうを設けるコストというご質問でございますが、この件につきまして、淡路広域行政事務組合のほうに確認のほうをさせていただきました。その広域事務組合のほうの話によりますと、現在広域化に係る施設整備基本構想のほうを今年度末の完成を目指して作成中と聞いております。その基本構想の中で建設概算費用のほうを算出しているというふうに聞きました。あくまでも概算費用の算出ということでございますので、発電設備のみを切り取っての算定は行っていないというふうに聞いておりますので、その部分について基本構想の段階では

お示しすることは困難であるというふうに聞いております。今後この計画が進むにつれて基本計画ですとか実施設計段階になればその辺が明らかになってくるものというふうに伺っております。

管　理　者　　はい、議長。

議　　長　　はい、管理者。

管　理　者　　補足でございます。今大江議員のほうから建て替えという御発言がございましたけれども、あくまでも広域行政のほうで検討しておるのは、場所は調整中でございますので、ここの建て替えという前提で進んでいる訳ではないという点はご理解を頂きたいと思います。

８　番　議　員　　議長。

議　　長　　はい、大江議員。

８　番　議　員　　はい、まだわからないということなんで、発電量が採算が合うかとかわからない。

事　務　局　長　　はい、議長。

事　務　局　長　　はい。今管理者が申しましたように、検討段階であります。基本構想のなかでは当然発電量。いわゆるどれだけ発電できるか。発電を売電したときにはどのようになるかという検討もされているとは伺っております。

８　番　議　長　　議長。

議　　長　　はい、大江議員。

８　番　議　員　　はい、わかりました。ありがとうございます。そしたら、循環型社会形成推進交付金とかいうのはどれくらいでる予定ですか。お願いします。

事　務　局　長　　はい、議長。

議　　長　　はい、事務局長。

事　務　局　長　　これも一般的な話といたしまして、この循環型社会形成推進交付金というものがございまして、当然廃棄物処理施設を建設するうえでこちらの活用を検討しております。どれくらいということでございますが、エネルギー回収率によって、いわゆる交付金の額が変わってまいります。今伺っているのは、施設規模とかもあるんですが３分の１、対象事業費の３分の１の交付金を目指して計画しているというふうに伺っております。

８　番　議　員　　はい、議長。

議　　長　　はい、８番大江議員。

８　番　議　員　　わかりました。ありがとうございます。３分の１、これは国のホームページとかにも載っているぐらいのあれですよね。わかりました。できるだけ発電施設と併用して建設してもらいたいと思っておりますので、またよろしくお願いします。以上です。

議　　長　　大江幸司議員の一般質問が終わりました。次に吉田良子議員の発言を許可します。

９　番　議　員　　はい、議長。

議　　長　　吉田良子議員。

９　番　議　員　　一般質問を行います。まず最初にこの施設を長寿命化するというような計画がありました。その取組についてお伺いたします。毎年のように１億円あまりの改修費、修繕費が計上されておりますけれど、今後長寿命化に向けてどのような設備が必要なのか、それに対する財政計画も含めて提案されていると思うんですけど、ご答弁をお願いしたいとおもいます。

施　　設　　長　　はい。

議　　長　　はい、施設長。

施　　設　　長　　平成３０年度に調製いたしました、やまなみ苑長寿命化計画を参考に現場の点検でありますとか、不具合の発見をいたしまして、緊急度、重要度を勘案し整備計画としているところでございます。また部材の高騰であり

ますとか入手困難が最近いろいろあるんですけれど、監督の人員不足でありますとかで、工事費のほうは上昇していく傾向にございます。限りある予算を有効的に使用していく為には、その点検頻度及び精度をあげていきまして、整備を行っていくということでございます。

９　番　議　員　　議長。

議　　長　　はい、吉田議員。

９　番　議　員　　そうすると､修理費､改修費が膨らんできているという話がありました。またこういう施設ですから突発的な改善、修繕も必要になるかと思いますけども、財政計画というのは示されているのでしょうか。

施　　設　　長　　はい。

議　　長　　はい、施設長。

施　　設　　長　　財政計画と言いますか、今一般廃棄物処理事業債というところで、起債のほうがございまして、そのへんの活用でございますとか、突発的な対応はできる限り範囲内で、構成市の分担金にお願いすることなくやっていきたいと考えておるんですけれど、施設整備基金のほうも積み上げてありますのでそれを突発的な事故の時は活用してなんとか予算内で頑張ってやっていきたいと考えております。

９　番　議　員　　議長。

議　　長　　はい、吉田議員。

９　番　議　員　　今言われました基金はいくらあって、それは最終的にはどういうふうな基金の積み上げを考えてられているのですか。

施　　設　　長　　はい。

議　　長　　はい、施設長。

施　　設　　長　　基金ですけれども、今現在令和２年度末で、６千３９０万円の基金を積

み上げております。使途なんですけども、突発的な事故でありますと、かなりな額が発生する可能性もありますので、それに当てるということで基金を積み上げておるというとこでございます。

議　　長　　はい、吉田議員。

９　番　議　員　　先程も統合の話がありました。まだ計画が年度内。年度末に基本構想ができるということでありました。それに向けてどういう財政計画を作っていくかということもあるかと思うので、またそれはお示していただきたいというふうに思っております。
次に、２市からの分担金。今回提案されております令和２年度の決算ではそれぞれの２市で１億７００万円程度分担金が出されております。このことについては以前も質問させていただきました。南あわじ市の３つの旧の町が統合した段階で分担金がそれぞれ半々というか２分の１ずつというようなことにこれまでずっとなってきております。分担金が２分の１ずつになってきた根拠についてお伺いいたします。

議　　長　　はい、施設長。

施　　設　　長　　平成２６年度に南あわじ市の３町がここに統合されまして、その時にいろいろ議論を重ねたんですけれども、人口的には若干南あわじの方が多いというところで、ごみの排出量にしましては若干洲本市の方が多いというところで、いろいろ議論を重ねた結果、２市手を結んで頑張って行こうということで５０：５０というところで話が落ち着いたというところでございます。

９　番　議　員　　議長

議　　長　　はい、吉田議員。

９　番　議　員　　私は、３月の神戸新聞の記事の中で、３月２５日の記事なんですけども、１人１日排出する可燃ごみの量ということで、その時は衝撃的な報道だったんですけど、淡路市が５９３グラムで県内で４１位ということありました。洲本市が５５３グラムで３４位、南あわじ市が４８０グラムで１４位というようになっております。分担金を今言われたように２分の１ずつというような考え方になってるんですけども、今後統合に向けた中で、どう

いう考え方にいくのかということが今後問われてくると思うんです。ただそれで統合に向けた時は３分の１ずつという単純な話ではないかと思うんですけれども、やはりごみの減量化っていうのは待ったなしの課題だし、ごみの減量化が進むことで施設の運営も、修繕とかいうのもかなり違ってくる思うんですけども、そういう中で今後統合に向けてやはり今から分担金の考え方をみていったほうがいいのではないかと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

事　務　局　長　　はい、議長。

議　　長　　はい、事務局長。

事　務　局　長　　今後のその今検討されている統合施設の時の分担金ということですが、そこにつきましては、今検討を行っているというふうに伺っております。ですんで、今議員おっしゃられたような、３分の１っていうようなことではなく、別の方法で議論を今まさにしているところというふうに伺っております。

議　　長　　はい、吉田議員。

９　番　議　員　　私も広域行政で一般質問をさせていただいた時には夏頃には構想ができるんではないかというような話があったわけですけれども、今日聞きますと３月末ということで、かなりいろんな協議が難航してる部分があるのかなというふうに思うんですけれども、やはり今のこの南あわじ市、洲本市で２分の１ずつしてるところの根拠というところが、今後大きく影響してくるではないかと思うんですけれども、まだ統合がもし順調に進むかどうかというのは不透明ですけども、今からこの南あわじ市、洲本市のこの分担金の考え方を改めていく必要があるんではないかと思うんですけどいかがでしょうか。

事　務　局　長　　はい、議長。

議　　長　　どうぞ。

事　務　局　長　　はい、議員ご指摘の現状の洲本市・南あわじ市衛生事務組合の分担金の考え方についてでございますが、その点につきましたも今現在、検討を進

めておるところではございます。時期についは今お示しすることはできないんですが、どういった形がいいっていうのは、この施設のほうとも話しながら今後検討していきたいと考えております。

議　　長　　はい、吉田議員。

９　番　議　員　　検討しているというのは考えているというところだと思うんですけども、どういうふうに考えられているのか再度お尋ねいたします。

事　務　局　長　　はい、議長。

議　　長　　事務局長。

事　務　局　長　　当然一つの考え方としてでございますが、ごみの焼却施設ということでございますので、ごみの搬入量いわゆる焼却量というものを反映できないかということを今検討しているところでございます。

議　　長　　はい、吉田議員。

９　番　議　員　　そうすると、先程言いましたように１人当たりのごみの排出量というのが、一つの考え方のテーマに上がってくるのかなと思うんですけどその点いかがでしょうか。

事　務　局　長　　はい、議長。

議　　長　　はい、事務局長。

事　務　局　長　　はい、議員先程おっしゃられました１人当たりのごみ排出量というものは、家庭系ごみの排出量だと認識しております。事業系ごみとかも当然ございまして、現状でやまなみ苑の施設の令和２年度実績でございますが、搬入量としては、洲本市は５０．４パーセント、すみませんきちっと記憶してないんですが、差としましては０．５パーセント程度だったと認識しております。

９　番　議　員　　議長。

議　　長　　はい、吉田議員。

９　番　議　員　　令和２年度の主要な施策の成果等報告書の中には、令和２年度の家庭系と事業系。これが載っております。一日平均いくらかということで言えば今言われた事業所系っていうのはほとんど変わらない数字になってるかと思います。　家庭系は洲本市さんと南あわじは若干の差があるというようなことになっております。事業所系がほとんど変わらないというような状況でないかと思うんですけどいかがでしょうか。

施　設　長　　はい。

議　　長　　はい、施設長。

施　設　長　　令和２年度の搬入量数値なんですけれども、家庭系につきましては、５０．４：４９．６、事業系につきましては逆に４９．６パーセントと５０．４パーセントで若干南あわじ市のほうが多いというところで、全体の差としまして洲本市５０．６パーセント、南あわじ市４９．４パーセントで０．５パーセント、０．６パーセントの違いで推移しております。

９　番　議　員　　議長。

議　　長　　はい、吉田議員。

９　番　議　員　　南あわじの場合は廃プラスチック。みなさんリサイクルセンターに持って行って、かなり努力されてるというところがあります。やはりそういうふうに減量化が進む中で、先程も言いましたように施設管理が修繕費等がだいぶ違ってくると思いますので、今後減量化を一生懸命頑張っている人達にやはり応えるかたちでの分担金というのをぜひ考えていただきたいと思うんですけどいかがでしょうか。

議　　長　　はい、事務局次長。

事務局次長　　すみません。廃プラスチックの回収の件お話されたんで、洲本市の取り組みについてご説明させていただきます。本年６月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が交付されまして、容器包装プラスチックに加えて、プラスチック使用製品の再資源化が促進されるようになりまし

た。それを受けまして洲本市におきましても、現在は南あわじ市さんでは廃プラスチックを行っておられるんですけども、洲本市におきましてもその容器包装プラスチックも含めプラスチック使用製品の回収をすべく現在検討を進めておるところでございます。そのほか減量化に向けさまざまな施策を積極的に行っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

議　　長　　はい、吉田議員。

９　番　議　員　　このように、淡路市さんなんかも県内でワースト最下位というところで、ごみの１５パーセント減を目指していろいろ、新聞報道で見ますといろんな取り組みもされているようであります。ですから今後統合に向けてどういう施設にするか、どういう規模にしていくかというのは大きな課題だというふうに思っております。市民のみなさんがそういうふうにかなり努力されている。その成果を分担金の中で反映させていくというのが大事なことではないかと思いますので、またそういう考えをぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それでは最後に、事業所系のごみについて。先程も話がありましたけれども、やはり事業所系ごみの減量化っていうのは必要だというふうに考えております。そのなかで、現場で事業所系のごみっていうのは主に何が多いというふうになってるでしょう。

施　設　長　　はい。

議　　長　　はい、施設長。

施　設　長　　事業所系から排出されるごみにつきましては、あくまでも主観なんですけれども紙類が非常に多いと考えております。綺麗なダンボールでありますとか、そのへんリサイクルに向くようなごみもそのまま搬入されるような事例も見受けられますので、その辺りの紙ごみですね。その辺りをリサイクルしていただきますと当然施設といたしましても、先程議員がおっしゃられたように減量されまして、設備のほうも有効に長く使えていくかなと考えております。

９　番　議　員　　議長。

議　　長　　はい、吉田議員。

９　番　議　員　　事業所系のごみで、紙類が多い。それは事務所系のところから搬出されるというようなことなのか、今いろんな大型スーパーとかもありますけれどもそういうところのものが多いのか、そこらへんはどうなんでしょうか。

施　　設　　長　　はい。

議　　長　　はい、施設長。

施　　設　　長　　紙につきましては建設に関わるもの、製紙業に関わるもの等は、産業廃棄物と指定されておりまして、それ以外のそのスーパーさんでありますとかコンビニでありますとか事務所系のごみでありますとそれは事業系一般廃棄物ということでうちの受入れ対象のごみになります。

９　番　議　員　　はい。

議　　長　　はい、吉田議員。

９　番　議　員　　南あわじ市は先日も、雑紙といいますかお菓子のパッケージ、箱ですよね。ああいうのとかティッシュペーパーの箱とか、そういうものを雑紙という形で保管袋を各家庭に配布して啓蒙活動を行っております。その成果もあるのかなと思うんですけど、家庭ごみではかなり市民のみなさんご協力を得てると思うんですけど、事業所系に啓発していくというのはどういうことが必要かとお考えになってるでしょうか。

事務局次長　　はい。

議　　長　　はい、事務局次長。

事務局次長　　先程、事業所からの紙類が多いということにつきましては、実は洲本市の事例でまことに申し訳ないですが、申し上げますと紙類が多いという中、この紙類をただ燃やしてしまうと資源が減ってしまうというふうな考えの中、この紙類を回収してリサイクルできないかということで、洲本市では本年４月から事業所からの排出される紙類を洲本ストックヤードというところに持ってきていただければ、無料で回収をして、それを溶解処理したうえでダンボールに再生していくような取り組みを開始しております。なかなか始まって間もないので、回収量も増えてはきておりませんが、周知、

啓発を図りながら、より多くの事業所系の紙類を回収して資源化していきたいと考えております。それによって事業系の可燃ごみを減していけるんじゃないかと考えているところです。以上です。

事　務　局　長　　はい、議長。

議　　長　　はい、事務局長。

事　務　局　長　　洲本市の取り組みについて、今ご説明の方をさせていただきました。南あわじ市の方におきましても当然、事業所から出る紙ごみっていうものについては非常に量的にもあると認識しておりまして、南あわじ市のほうとしましては、大型店舗でありますとか、支店をもつ事業所さんとかに出向きまして啓発のほうを行っていくところでございます。尚且つ、今年の１０月に商工会。南あわじ市商工会の協力を得まして、市内約１千５００箇所の事業所に事業系ごみ適正処理のチラシ及び事業所用の雑紙保管袋の配布をいたしております。

９　番　議　員　　時間がまいりましたので、終わりますけれども両市それぞれ資源化の為には引き続き頑張っていただきたいということをお願いして終わります。ありがとうございました。

議　　長　　吉田議員の一般質問が終わりました。これで通告に基づく一般質問を終わります。

　続きまして日程第５議案第６号洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。朗読は省略して管理者の説明を求めます。管理者。

管　　理　　者　　はい、議長。

議　　長　　守本憲弘さん。管理者。

管　　理　　者　　はい。議案第６号洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、事務局の方からご説明を申し上げます。

事　務　局　長　　はい、議長。

議　　長　　事務局長。

事　務　局　長　　それでは、議案第６号洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、国の方から求められております書面規制、押印、対面規制の見直しを行うためご提案申し上げるものでございます。内容につきましては、宣誓書の押印を廃止し、署名のみとすることとし、非常の災害時の特例措置を追加するものでございます。

以上で議案第６号についての説明を終わります。何卒慎重ご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議　　長　　説明が終わりました。本件についてのご質疑、ご意見はございませんか。ご意見がなければ、これにて質疑を終わります。お諮りいたします。議案第６号　洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手全員であります。よって議案第６号は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第６認定第１号令和２年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。朗読は省略して管理者の説明を求めます。管理者守本憲弘さん。

管　　理　　者　　はい、議長。

管　　理　　者　　はい、議長。認定第１号令和２年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算認定につきましては、事務局の方からご説明申しあげます。

議　　長　　はい、事務局中田さん。

事務局次長　　認定第１号令和２年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。本件につきましては、地方自治法第２３３条第３項の規定に基づきまして、令和２年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算について、監査委員の決算審査意見

書をつけて議会の認定に付すものでございます。

まず決算の規模でございますが、歳入総額４億２千７５７万８千３５９円、歳出総額４億１千８２６万７千７２８円、実質収支額は９３１万６３１円でございます。内容につきましては、令和２年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算書に基づきましてご説明申し上げます。１ページをお開き下さい。歳入総額ですが、予算額４億２千５０１万９千円に対しまして、調定額４億２千７５７万８千３５９円で収入済額も同額となっております。続きまして３ページをお開き下さい。歳出総額ですが、予算額４億２千５０１万９千円に対して、支出済額４億１千８２６万７千７２８円で、６７５万１千２７２円の不用額となっております。

それではまず、歳入につきまして詳細ご説明申し上げます。５ページをお開き下さい。１款分担金及び負担金１項分担金１目分担金２億１千４２５万６千円は、組合運営費に係る構成市の分担金と公債費の交付税算入に係る分担金となっております。次に、２款使用料及び手数料１項手数料１目ごみ焼却手数料１億２千３４３万８千８１５円は当施設に直接持ち込まれたごみの焼却手数料収入で、令和２年度の焼却量は１万７３３．８１トンとなっております。次に、３款財産収入１項財産運用収入１目利子及び配当金２千１０５円は施設整備基金の利子でございます。次に、５款繰越金１項繰越金１目繰越金２千１２４万３千７５４円は前年度繰越金となってございます。７ページをお開き下さい。６款諸収入１項受託事業収入１目ごみ焼却処理受託事業収入４１３万１千６６０円は粗大ごみ処理場から受託をしております可燃性残渣の焼却に係る受託事業収入で、令和２年度の処理量は６８８．６１トンでございます。次に同じく６款２項組合預金利子１目組合預金利子８９６円は運用資金利子でございます。次に同じく６款３項雑入１目雑入１５０万５千１２９円となっております。次に、７款組合債１項組合債１目組合債６千３００万円でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。９ページをお開き下さい。１款議会費１項議会費１目議会費３８万８０４円ですが、この内訳は１節報酬３５万４千円、１０節需用費１万５千８０４円、１１節役務費１万１千円となっております。次に、２款総務費１項総務管理費１目一般管理費５千３０２万８千２６９円ですが、この内訳は１節報酬２４５万５千９１６円、２節給料１千６３万２千４１４円、３節職員手当等６００万５千３２８円、４節共済費３９２万３千４０８円以上合計２千３０１万７千６６円につきましては、管理者などへの報酬と正規職員３名及び会計年度任用職員１名の人件費となってございます。８節旅費９万２千３２０円、１０節需用費２０万４４８円、１１節役務費６５万２千１０８円でございます。

１１ページをお開き下さい。１２節委託料８９万７千６００円、１３節使用料及び賃借料３３万円、１７節備品購入費１１万円、１８節負担金補助及び交付金５８４万６千７２７円。これは、退職手当組合普通負担金などとなっております。２４節積立金２千１００万円は、施設整備基金積立金でございます。２６節公課費８８万２千円となっております。次に同じく２款１項２目清掃施設費３億６千３８０万２千４８６円ですが、この内訳は１節報酬１千９５７万５千３６０円、２節給料１千９３３万２７２円、３節職員手当等１千５２０万２千４５０円、４節共済費１千１９万６千１８９円、以上合計６千４３０万４千２７１円につきましては、正規職員６名、会計年度任用職員８名の人件費となってございます。８節旅費７４万９千１２０円、１０節需用費９千３０７万１千９７９円。これにつきましては、維持管理の為の消耗品、それから光熱水費、薬品費、施設の修繕費などとなってございます。１３ページをお開き下さい。１１節役務費２８万７千８７４円、１２節委託料４千４３８万１千５４３円。これにつきましては、焼却灰埋立処分委託料、各種機器の保守点検整備に係る委託料などとなっております。１３節使用料及び賃借料６２８万５千６００円。これは排ガス濃度分析計及び残灰運搬用トラックリース料となっております。１４節工事請負費１億２千２６０万６千円は、施設整備工事、更新工事、各機器の整備工事などに係る費用でございます。１５節原材料費１６万４千６４８円、１７節備品購入費２４８万６千円。これにつきましたは、エアコン、ガス冷ポンプ等の購入代金となってございます。１８節負担金補助及び交付金２千９４０万６千２５１円。これにつきましては、大阪湾広域臨海環境整備センター建設事業負担金、それからごみ処理施設調査研修補助金、派遣職員３名の人件費負担金となってございます。２６節公課費５万９千２００円でございます。１５ページをお開き下さい。次に同じく、２款２項監査委員費１目監査委員費１万円でございますが、内訳は１節報酬１万円でございます。次に、３款公債費１項公債費１目元金４９万４千３０７円、同じく３款１項２目利子５５万１千８６２円でございます。
なお、１７ページには実質収支に関する調書並びに財産に関する調書を添付いたしております。以上で認定第１号令和２年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。何卒慎重審議いただき、ご認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議　　長　　説明が終わりました。本件についてのご質疑、ご意見はございませんか。

９　番　議　員　　はい、議長。

議　　長　　はい、吉田議員。

９　番　議　員　　１４ページの委託料で、第５次地球温暖化対策実行計画作成業務委託料６３万８千円についてお伺いいたします。

施　設　長　　はい。

議　　長　　はい、施設長。

施　設　長　　この温暖化計画実行計画作成委託料でございますが、これは平成１２年度から令和２年度まで５年度毎に策定、見直しを行いながら実行計画を定めていくという計画でございます。その中身につきましては、ごみ焼却に由来する CO2 の排出量。また職員の活動に伴う CO2 の排出量等で、どういうふうな実行計画をすれば、CO2 を目標値にもっていけるのかというところを定めて取り組んでいくという計画になっております。

９　番　議　員　　はい、議長。

議　　長　　はい、吉田議員。

９　番　議　員　　そうすると、文書としてというか計画はきっちりできていると思うんですけども、その第４次も５年前にされてそれでその成果も踏まえて第５次でどういうふうな改善が必要だったかというところまで踏み込んでいる計画になってるんでしょうか。

施　設　長　　はい。

議　　長　　はい、施設長。

施　設　長　　当施設の主な CO2、温暖化ガスの排出の要因といたしまして、ごみが９０何パーセントを締めております。そのごみを焼却することによって出ていく排出量がほぼでございまして、ごみにつきましては当施設に持ち込まれたら順次焼却していくということで、ごみが減れば CO2 も減っていくというふうなことでございまして、なかなかそのごみの排出量に対しまして

その計画を持っていくというのはなかなか難しいものでございまして、ただ職員の活動に伴うものに関しましては、電灯の LED 化ですとか、公用車のハイブリット化とかそういうもので、職員の節電ですね。そのあたりで努力していくと。施設の機器につきましては、モーターにつきましてはインバーター化、高効率モーターの採用等で、できる対策はとっております。ごみが少なくなれば、うちの計画目標も満たされるという現状でございます。

９　番　議　員　　議長。

議　　長　　はい、吉田議員。

９　番　議　員　　１１ページの清掃施設費の中で、６００万円程の不用額、使わなかったお金が出ています。その中で大きく需要費と委託料というところになってくるかと思いますけれども、この不用額出た主な原因についてお伺いいたします。

施　設　長　　はい。

議　　長　　はい、施設長。

施　設　長　　需用費の１７０万円の減額でございますが、これはコロナ禍によりますごみの搬入量が減っていることによりまして、薬品費でありますとか高圧の電気料金でありますとかそのへんの減が要因と考えております。委託料の１６７万円につきましても、コロナによりますごみの減量で焼却灰の埋立処分料、そちらのほうがごみが減れば当然焼却量も減りますので、そちらが要因と考えております。以上です。

９　番　議　員　　議長。

議　　長　　はい。

９　番　議　長　　コロナの影響ということでありますけれども、家庭にいる方もいて、家庭のごみが増えるのかなと思いますけど、事業所系との絡みはどういうふうになってるんですか。

施　　設　　長　　はい。

議　　長　　はい、施設長。

施　　設　　長　　緊急事態宣言の第１回目が、２０２０年４月７日から５月２５日までで、ゴールデンウィークをはさむということで、緊急事態宣言が第１回目が発出されました。施設での実感ですけれども、ゴールデンウィークにみなさん出かけれないということで、かなりおうちの方を片付けられたと思います。ニトリであったり、コメリの混雑ぶりを見まして、皆さんリフォームなり片付けなりやられたというところで、うちの施設としましても搬入車両がずっと下の方まで並ぶような混雑が見えました。事業に関しまして緊急事態で、結構旅館であるとか観光施設でありますとかが止まったもので、事業系のごみが減っとるんですけども、逆に家庭系が増えたかといいますと、実績でいいますと家庭系も３７０トン減、事業系も６５０トンあまりの減で、全体で１千トンの減というようなそういうふうな状況でございました。

議　　長　　はい、他に質問、質疑はございませんか。

２　番　議　員　　はい。

議　　長　　はい、柳川議員。

２　番　議　員　　すみません。令和２年度の鳥インフルエンザ、１５４トンの殺処分したやつを廃棄してると思うんですけども、国、県からの焼却料、処分の手数料っていうのは、ごみ焼却手数料の中に含まれているんでしょうか。

議　　長　　はい、施設長。

施　　設　　長　　鳥インフルエンザで１５５トンあまりの鳥を焼却さしていただいたんですけれども、それに対して１７８万円の県からの入金がございまして、処理手数料の方に含まれております。

２　番　議　員　　はい。

議　　長　　はい、柳川議員。

２　番　議　員　　通常であれば、生なので持って来ることは不可能だと思うんやけど、緊急事態ということで、淡路市さんが震源地とおかしいですけども、１７８万円は、割増料金なんかくれてるんですかね。国の方から。

施　　設　　長　　はい。

議　　長　　はい、施設長。

施　　設　　長　　これはうちの設定しております焼却手数料と同等の金額でございます。

議　　長　　はい、柳川議員。

２　番　議　員　　これ、通常では絶対に持ってこれない状況のものだと僕は理解してるんですけども、それが緊急事態からということで、淡路市さんの焼却炉無理やからこっちに搬入したと聞いたんですけれども、国に対してですね、それ持ってくるねんからちょっと何パーセントかわからんですけど、ちょうだいよと言うことは言えないんですかね。

施　　設　　長　　はい。

議　　長　　はい、施設長。

施　　設　　長　　補足でございますが、淡路市の方でもうちと同等ぐらいの１５０トン程度の鳥を焼却しております。鳥インフルエンザに関しましては、平成、ちょっと記憶あれなんですけど、２２・３年に想定される鳥インフルエンザで、うちの方でシュミレーション焼却ということで、実際に農場の方で死亡した鳥を搬入して、実際に燃やしてみてシュミレーションを行っております。１時間に対するどれくらいの量の投入量が適正であるかというふうなところを検証しまして、検証に基づいて、生の鳥なんですけれども、それを順次滞りなく焼けたというふうなところでございます。

議　　長　　他にご質疑はございませんか。中野議員。

１　番　議　員　　１点だけお伺いをしたいと思います。１２ページのところ。先程、９番議員から質問あったところなんですけれども、大きな要因はごみの搬出量が減ったということで不要額が５９０万円ぐらいになったということなん

ですけども、それ以外の部分。それぞれ見ると細かいんですけど、給料とか、職員手当とか、それがちょこっとずつ余ってますけれども、たしか前回は退職された方がいてとかなんとかだったんですけど、例えば、これが人が若い人に変わったのか、あとはなんか勤務時間が減ったりとか、そういうような影響があったのかどうかだけ教えて下さい。

施　設　長　　はい。

議　　長　　はい、施設長。

施　設　長　　議員のお伺いのところは、職員でありますところの給与でありますとか手当の部分だと思うんですけれども、工事計画の状況によりまして、時間外をやる、やらないというところで、今年度につきましては、若干コロナでごみが少なかったというとこで、そこまで時間外業務がなかったというところで、そのへんで減額をしております。また、特殊勤務手当でありますとか夜勤手当については、実労働支給でございますので職員が年休等を取得しますと、その分減額しております。それらを積み合わせたところで、そのへんの４８万円程度の減額になったというところでございます。

議　　長　　はい、中野議員。

１　番　議　員　　今のご答弁の中で、この度は時間外勤務が減ったということですけど、通常なり時間外勤務は結構多かったのですか。

施　設　長　　はい。

議　　長　　はい、施設長。

施　設　長　　一応勤務状況といたしまいては、月曜から金曜までの勤務ということなんですけれども、工事１ヶ月ぐらいやりますと、ごみピットの方がかなりの量になってまいります。そういう時に土曜日を緊急で焼いたりとか、そういうことで年間結構な数の時間外になると思います。

議　　長　　はい、中野議員。

１　番　議　員　　そういうふうにして、稼働していただいているから私達安心して暮らせ

るんですけれども、最近働き方改革とかいうのもあるので、まああまり職員の皆さんに負担をおかけしてはと思いましたので、気になってお聞きしました。ありがとうございました。

議　　長　　他にご質疑はございませんか。他にご質疑がなければこれにて質疑を終わります。お諮りいたします。認定第１号令和２年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手多数）

議　　長　　ありがとうございました。挙手全員であります。よって認定第１号は原案のとおり認定されました。
続きまして、日程第７議案第７号洲本市・南あわじ市衛生事務組合監査委員の選任についてを議題といたします。印部久信議員については、議場におられますので退席をお願いいたします。

（６番議員議場外へ退席）

議　　長　　朗読は省略して管理者の説明を求めます。管理者守本憲弘さん。

管　理　者　　はい、議長。議案第７号洲本市・南あわじ市衛生事務組合監査委員の選任についてご提案申し上げます。監査委員の選任同意を求める件につきましては、組合規約第９条によりまして組合議会の同意を得て関係市の監査委員の中から選任するものとなっております。先般南あわじ市の監査委員に新しく就任されました、
　住所　南あわじ市賀集八幡１６０番地
　氏名　印部　久信　氏
の選任をいたしたく同意を求める次第でございます。何卒慎重なるご審議を賜りまして、ご同意をいただけますようお願い申し上げます。

議　　長　　説明が終わりました。本件についてのご質疑、ご意見はございませんか。ご質疑がなければ質疑を終わります。お諮りいたします。議案第９号は、これに同意することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手全員であります。賛成全員であります。よって本件はこれを同意すること決しました。印部久信議員の復帰を許可します。

（６番議員復帰）

議　　長　　以上で本日の日程はすべて終了いたしました。本定例会に付議されました案件はすべて議了いたしましたが、この際議員より発言を求めておられますのでこれを許可することにいたします。

７　番　議　員　　議長。

議　　長　　はい、阿部議員。

７　番　議　員　　コロナがまだ終息して、まだオミクロンの拡大が控えておるんですけども、焼却施設の３市統合する方向で動いてるいうことで、来年度ですね視察を行く予算をですね、検討していただけたらなと思うんですけども。

議　　長　　今の提案は。

６　番　議　員　　要望でしょ。

７　番　議　員　　要望です。

議　　長　　要望ですけれど、どう。

６　番　議　員　　はい、議長。

議　　長　　はい。

６　番　議　員　　これ要望ですんで、今阿部議員が発言されたこと管理者もおられますんでね、議長の方から要望を管理者に伝えといてもらえたら、また。その協議今日答え出せとか、そんなこと言えるもんでないんで要望が出とるということを、執行部に伝えていただけたらいいと思うんです。

議　　長　　じゃあ、私の方から今、７番議員、あるいは６番議員からお話がありました施設の建て替え等についての新規工事にあたって、他の施設の視察と

いうことだと思うんで。このことは前にもちょっと議題になったこともあったかとは思います。こういう時代では他の施設も見ることも極めて必要な案件だと思いますので。しかし、新年度の予算に係る問題ですので、そのへんについては、この議会でご意見があったということをくみとり頂いて、次の新年度予算の中で反映されるのか、あるいはもう少しコロナというこういう状況の中で、視察そのものがどこまでできるのかどうかいうのも不安な点もありますけれど、財政的な面が伴ってきますのでそのへんの財政処置については検討していただけたらという要望であったかと。それは次はもう新しい議会の中で決めていただく。洲本市も３月にはメンバーは変わりますし、副管理者も今のところ変わる可能性がありますのでそれはまた議論していただけたらと思うんですけれど、予算の案については、ぜひそういう検討していだだきたいという要望をしておきたいと思います。それでよろしいですか。

６　番　議　員　　はい。

議　　長　　その点は一つよろしくお願いをいたします。これにて洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を閉会することにいたします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　ご異議がございませんので、これにて今期洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を閉会いたします。閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。今期の定例議会における議案を滞りなく議了いたしましたことは、議員各位慎重なるご審議の賜物であり衷心より厚く御礼を申し上げる次第であります。これから年末に向かって新しい年を迎えて行くわけでありますけども、新型コロナウイルスのオミクロンの感染のことが懸念されている状況の中において、議員各位ならびに管理者並びに職員皆さん方におかれましては、十分三密対策をとるなど感染防止対策に傾注すると同時に健やかな新年を迎えられることをご祈念を申し上げまして閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。副管理者の竹内市長より閉会のご挨拶を伺うことといたします。

副　管　理　者　　はい、議長。

議　　長　　はい。

副　管　理　者　　閉会にあたりまして、一言挨拶申し上げます。まず、この議会におきまして新しく吉田良子副議長がご就任されました。また、監査委員に印部久信議員が選任されました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。また、本日ご提案申し上げました諸案件につきましては議員各位に慎重なるご審議をいただき適切妥当なご決定をいただきましたこと厚くお礼申し上げます。議員各位におかれましては、当事務組合の健全な運営が進められますよう今後とも変わらぬご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして甚だ簡単でございますが、閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

（閉　会　１０時１５分）

以上、会議のてん末を記しその相違ないことを証するためここに署名する。

令和　　年　　月　　日

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会　　議長

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会　　議員

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会　　議員